

精神障害者支援制度のあらまし

令和7年4月作成

この「あらまし」はおおよその内容を記載したものです。詳細が掲載されているものではありませんので、詳しくは保健予防課ほか関係機関にご確認の上、制度をご利用ください。利用料金等は変更している場合もありますのでご了承ください。

障害者手帳・自立支援医療

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方で、手帳の取得を希望する方に、群馬県が判定結果に基づき交付いたします。

- (1) 障害等級 1級・2級・3級
- (2) 有効期限 2年間
- (3) 申請に必要なもの(※更新申請の場合は、有効期限が切れる3ヶ月前から手続きができます。)

① 次のA・Bのいずれか

A 診断書(精神障害者保健福祉手帳用記載欄に記入があるもの)

※初診日より6ヶ月以上経過しているもの

B 精神障害事由の年金証書、又は直近の年金支払い通知書

※特別障害者給付金の場合は、特別障害者給付金受給資格者証、及び国庫金振込み通知書(国庫金送金通知書)

② 本人写真(縦4cm×横3cm、無帽、上半身、過去1年以内に撮影したもの。)

ポラロイド写真、家庭用プリンタで普通紙に印刷した写真は使用出来ません。

③ 障害者手帳 ※更新・変更申請の方

④ マイナンバーカード 又は 通知カード+写真付き身分証明書(本人分)

【お問い合わせ先】保健予防課 こころの健康係(前橋市保健所1階) TEL 027-220-5787

○ 自立支援医療費(精神通院医療)の支給

申請により、指定の精神科・神経科等の病院・クリニック等で通院治療を受けている方の自己負担が原則1割になります。

- (1) 有効期限 1年間(未満)
- (2) 申請に必要なもの(※更新申請の場合は、有効期限が切れる3ヶ月前から手続きができます。)

① 診断書(精神通院医療用記載欄に記入があるもの)

※隔年で必要。手帳と同時申請の場合は手帳用記載欄にも記入のあるもの。

② 健康保険証(本人分)

③ 自立支援医療受給者証 ※更新・変更申請の方

④ マイナンバーカード 又は 通知カード+写真付き身分証明書(※以下の方分が必要です)

国民健康保険加入者の方:加入者全員分

社会保険等加入者の方:本人分+被保険者分

⑤ 障害年金等の金額がわかるもの(年金証書・振込み通知書・通帳 等)

※非課税世帯の方で、本人に障害年金証書等の非課税収入のある方

※転入者が世帯にいる場合など、上記以外に追加で書類が必要な場合があります。

※医療機関を変更する場合はあらかじめ変更申請が必要です。

【お問い合わせ先】保健予防課 こころの健康係(前橋市保健所1階) TEL 027-220-5787

●手帳等級別該当サービス一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
サービス	所得税・住民税の控除	相続税の控除	贈与税の非課税	自動車税種別割・環境性能割・軽自動車税種別割の減免	NHK放送受信料の免除	NTT番号案内無料措置	携帯電話基本料金等障害者割引制度	福祉タクシー利用券の交付	駐車禁止除外指定車標章	思いやり駐車場利用証制度	マイタク(でまんど相乗りタクシー)	高齢者等ごみ出し支援事業(こんには収集事業)	成年後見制度	日常生活自立支援事業	市営・県営住宅の入居・家賃	保育所(園)・認定こども園保育料の減額	公共施設・交通機関等の利用料割引	避難行動要支援者制度	ヘルプマーク・ヘルプカード	障害者雇用への応募
1級	○	○	○	△	△	○	○	△	△	○	△	○	△	△	△	△	○	△	○	○
2級	○	○	○		△	○	○				△		△	△	△	△	○		○	○
3級	○	○	○		△	○	○				△		△	△	△	△	○		○	○

※○又は△でも、利用できない場合があります。詳しくは各担当機関にお問い合わせ下さい。

税の優遇措置

1 所得税・住民税の障害者控除

納税者本人又は納税者の配偶者や扶養している方が手帳をお持ちの場合に、確定申告・住民税申告又は年末調整時に申告すると控除が受けられます。

※控除を受けるためには、手帳の交付を受けた翌年に申告が必要です。

特別障害者	身障手帳1～2級 療育手帳A1・A2・A3 精神手帳1級	所得税…40万円控除 住民税…30万円控除
一般障害者	身障手帳3～6級 療育手帳B1・B2 精神手帳2・3級	所得税…27万円控除 住民税…26万円控除
同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で同居している場合	所得税…75万円控除 住民税…53万円控除

【お問い合わせ先】所得税 前橋税務署 TEL:224-4371

住民税 市民税課 個人市民税係 (市役所2階) TEL 027-898-6203

2 相続税の控除

障害者が相続により財産を取得するとき控除が受けられる場合があります。

特別障害者控除	精神手帳1級	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を控除
一般障害者控除	精神手帳2・3級	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を控除

【お問い合わせ先】前橋税務署 TEL 027-224-4371

3 贈与税の非課税

精神手帳所持者は贈与税が非課税になる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】前橋税務署 TEL 027-224-4371

4 自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免

精神障害者で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割(県税)、自動車税環境性能割(県税)又は軽自動車税種別割(市税)が減免になります。※自動車税種別割及び自動車税環境性能割には減免額に上限値があります。

○減免の対象となる範囲(詳しくは、下記へお問い合わせください)

・精神手帳所持者:「1級」判定の表示があり、かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けている場合

減免は、**障害者等本人が自動車又は軽自動車(1台に限る)を実際に運転又は同乗して、通学・通院・通所等のために使用する場合のみが対象となりますが、その自動車、軽自動車を所有する方、運転する方により減免対象とならない場合があります。**

〈必要なもの〉

精神手帳、(運転者の)運転免許証、車検証(自動車検査証等)、納税義務者のマイナンバーがわかるもの(軽自動車税種別割のみ)、自立支援医療受給者証(精神障害者保健福祉手帳所持者に限る)、既減免車を手放したことを証する書面(新たに自動車を取得する場合)

○減免申請の手続き期間

・既に4月1日現在で所有している自動車の自動車税種別割は、納期限である5月31日までに群馬県自動車税事務所又は前橋行政県税事務所で減免申請をしてください。

・新規登録又は自動車税環境性能割が課税対象となる移転登録をする自動車の自動車税種別割・自動車税環境性能割は、その登録日に群馬県自動車税事務所で減免申請をしてください。

※年度途中で減免対象となった場合(新たに手帳の交付を受けた等)には、自動車税種別割については自動車税事務所又は前橋行政県税事務所で随時に減免申請ができ、申請月の翌月以降の月数に応じて減免となります。

・軽自動車税種別割は、5月中旬から納期限日（通常は5月末日）まで。

◎自動車税種別割・自動車税環境性能割は、生計同一証明書又は常時介護証明書等が必要となる場合があります。軽自動車税種別割の減免申請では、障害者等と軽自動車の運転者が別居する場合のみ生計同一証明書または常時介護証明書が必要です。

〈生計同一証明書発行に必要なもの〉

精神手帳、車検証、運転者の運転免許証、自立支援医療受給者証

※既に所有している自動車及び年度途中で減免対象となった場合の自動車税種別割の減免申請では、障害者等と自動車の所有者及び運転者の住所表示が一致する場合、生計同一証明書は不要です。ただし、新たに自動車を取得する場合（新規登録又は自動車税環境性能割が課税対象となる移転登録）には、住民票謄本（続柄記載・マイナンバー省略）又は生計同一証明書が必要となります。

〈常時介護証明書発行に必要なもの〉

精神手帳、車検証（本人名義に限る）、運転者の運転免許証、運行計画書、通院等の証明書（所定の様式）、誓約書、自立支援医療受給者証

※自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免申請では、施設に入所している障害者等を乗せて、家族（施設入所直前まで生計同一）が運転する場合には、その施設で減免申請車両状況申出書を発行してもらう必要があります。なお、介護老人保健施設は減免対象外の施設となります。※障害者が病院に入院中の場合は対象となりません。

ご不明な点等は該当のパンフレットをご覧ください、下記へお問い合わせください

【自動車税・軽自動車税の減免の申請・お問い合わせ先】

自動車税種別割	群馬県自動車税事務所	TEL 027-263-4343
	群馬県前橋行政県税事務所（前橋合同庁舎1階）	TEL 027-234-1800
自動車税環境性能割	群馬県自動車税事務所	TEL 027-263-4343
軽自動車税種別割	市民税課 諸税係（市役所2階）	TEL 027-898-5843

【生計同一証明書・常時介護証明書発行窓口】

精神手帳所持者：保健予防課 こころの健康係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5787

居宅生活支援等

5 NHK放送受信料の減免

下記の条件が、対象者です。対象の方は、障害福祉課で証明書の発行を受けてください。

なお、市内転居及び市外から転入された場合はあらためて要件確認・手続きが必要になります。

- ①全額免除は、世帯構成員に身障・療育・精神手帳（等級問わず）いずれかの手帳所持者がいて、世帯構成員全員が市民税非課税の場合に対象となります。
- ②半額免除は、視覚・聴覚障害及び1～2級の身体手帳、又は療育手帳A1～A3、精神手帳1級所持者が、世帯主で放送受信契約者の場合に対象となります。

【必要なもの】

身障・療育・精神手帳、印かん、1月1日現在前橋市に住所の無かった方は、住民税額のわかるもの

【お問い合わせ先】 NHK前橋放送局 カスタマーG TEL 027-251-1714

【減免の証明書の発行窓口】 障害福祉課 福祉サービス係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5711

6 NTT番号案内無料措置

精神手帳所持者は電話番号案内（104）が無料になります。事前登録が必要です。

【お問い合わせ先】 NTTふれあい案内事務局 TEL 0120-104-174

7 携帯電話基本料金等障害者割引制度

- ・NTTドコモ「ハーティ割引」
- ・au「スマイルハート割引」

・ソフトバンクモバイル「ハートフレンド割引」
※携帯電話の基本料金等が割引になります。

【必要なもの】

精神手帳等

(※本人が直接申請しない場合、委任状と代理人本人の確認書類が必要な場合があります。また、年齢の規定がある場合もあります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。)

【お問い合わせ先】各携帯会社各支店等

8 福祉タクシー利用券

精神手帳1級で、自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免を受けていない方に、タクシーの初乗り運賃分の利用券を交付します。月2枚分を申請月に基づき交付します。18歳以上で在宅の方が対象です。前橋市・高崎市の契約事業者に限り使用できます。

【お問い合わせ先】障害福祉課 福祉サービス係 (前橋市保健所1階) TEL 027-220-5711

9 駐車禁止除外指定車標章

精神手帳所持者で一定の条件に該当する方に駐車禁止の規制から除外される標章を交付します。車両を所有していない方でも、交付が受けられます。タクシー等を利用する場合も使用できます。

なお、駐停車禁止場所(交差点、横断歩道等)や法定の駐車禁止場所(出入口付近等)には駐車できません。詳しくはお問い合わせください。

【必要なもの】

精神手帳、運転免許証(お持ちでない方は、代わりに住民票の写し等の住所と名前が印字された公的な身分証明書)

【お問い合わせ先】

所轄の警察署 前橋警察署交通課 TEL 027-252-0110

前橋東警察署交通課 TEL 027-225-0110

10 思いやり駐車場利用証

商業施設や公共施設に設置されている車いす使用者用駐車場の適正使用を推進するための制度です。利用対象者からの申請に対して、思いやり駐車場の利用者証を交付します。なお、協力施設等につきましては、群馬県のホームページをご覧ください(<http://www.pref.gunma.jp/site/fukushinomachi/2923.html>)。

〈対象者〉

精神手帳1級所持者

〈必要なもの〉

精神手帳 ※代理人が申請する場合は、加えて代理人の身分証明書(運転免許証等)

【お問い合わせ先】

群馬県障害政策課 TEL 027-226-2634 FAX 027-224-4776

【手続き場所】

群馬県障害政策課(県庁13階)

長寿包括ケア課(市役所2階35番)、介護保険課(市役所2階37番)

障害福祉課(前橋市保健所1階)、こども支援課(前橋市保健センター2階)

大胡・宮城・粕川・富士見各支所

前橋市社会福祉協議会(本所及び各支所)

群馬県身体障害者福祉団体連合会、群馬県手をつなぐ育成会

11 マイタク(でまんど相乗りタクシー)

前橋市は、移動困難者対策として、マイタクを運行しています。前橋市内のタクシー事業者を利用する際、運賃の一部を支援します。サービスを利用するためには、事前に利用登録が必要です。登録に際しては、マイナンバーカードが必要となりますので、カードを持参の上、申請してください。

○対象となる方

A 年齢75歳以上の方

B 年齢65歳以上で運転免許証（普通・準中型・中型・大型免許）をお持ちでない方

C 下記の①～⑦のいずれかの該当者

①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者 ⑤要介護・要支援認定者・総合事業対象者 ⑥難病患者・小児慢性特定疾病患者 ⑦妊産婦

※C区分に該当する方については、確認書類の写しが必要となります。詳しくはお問い合わせください。またC区分のみに該当する方で、下記の方は登録できません。

①福祉有償運送利用の登録がある方 ②身体障害者が運転しようとする自動車の改造に対する補助を受けた方 ③過去に福祉車両の購入又は改造するための補助を受けた方 ④過去に運転免許取得費補助を受けた方で、現に運転免許証をお持ちの方 ⑤軽自動車税種別割・自動車税種別割の減免を受けた車両で移動が可能な方

D 運転免許証を自主返納した方または失効した方（免許失効前に当該免許が取消しされた方等は除く）

○支援内容

・登録者が複数でタクシーに同乗したとき→1人1乗車につき、最大1,000円を支援

・登録者が1人でタクシーに乗車したとき→タクシー運賃の半額を支援（ただし、2,000円を上限とします）※登録者以外の方も同乗できますが、マイタク登録者でない方は支援の対象外となります。

【申請受付場所】市役所本庁舎1階マイナンバーカード総合支援窓口、大胡・宮城・粕川・富士見各支所
※マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、カードの発行が必要になります。詳しくは市民課マイナンバーカード係（027-898-6101）へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 交通政策課 新モビリティ推進係（市役所5階） TEL 027-898-5844

12 高齢者等ごみ出し支援事業（こんにちは収集事業）

前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当している人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに希望者には声掛けを行います。

【対象者の要件】 次の(1)～(3)全てに該当する方

(1) 次のア～エのいずれかに該当していること。

ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人

イ 身障手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人

ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人

エ 精神手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人

(2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと。

(3) 独り暮らしであること（同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア～エのいずれかに該当するときに限り、この要件を満たすものとします。）。

【必要なもの】 介護保険証、身障手帳、療育手帳又は精神手帳の写し

【お問い合わせ先】 ごみ収集課（西部清掃事務所内） TEL 027-2253-1009

【申請書の配布・受付場所】 ごみ収集課（西部清掃事務所）、ごみ政策課（市役所2階26番）

長寿包括ケア課（市役所2階35番）、介護保険課（市役所2階37番）

障害福祉課（前橋市保健所1階）、各支所、市民サービスセンター

13 成年後見制度

知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない成人について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選任することで、ご本人を法律的に支援する制度です。申し立て手続きは家庭裁判所で行います。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 基幹相談支援センター（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5714

前橋市社会福祉協議会 TEL 027-237-1112

14 日常生活自立支援事業

精神障害者等で判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理・書類の預かり等の支援を行うものです。成年後見制度と似ていますが、援助する範囲が限られています。前橋市社会福祉協議会で事業を行っています。

【お問い合わせ先】 前橋市社会福祉協議会 TEL 027-237-1112

15 市営・県営住宅の入居・家賃

市営住宅に入居中の方が精神手帳を取得されると、家賃が減額される場合があります。

また、精神手帳が交付されている单身の方は、单身者向け住宅に申し込むことができます。ただし、手帳所持以外の条件を満たす必要がある場合もありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 市営住宅 群馬県住宅供給公社前橋支所 TEL 027-898-6986

県営住宅 群馬県住宅供給公社 TEL 027-223-5811 (音声ガイダンス 1→1)

16 保育所(園)・認定こども園保育料等の減額

世帯の市区町村税所得割の合計額が 77,101 円未満で、保育関係施設に入所(園)している児童と同居している方が以下に該当すると、保育料又は副食費が減額になる場合があります。該当される方は下記まで申し出てください。

- ①身体手帳 ②療育手帳 ③精神手帳 いずれかの交付を受けた方
- ④特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金の受給者
<必要なもの> ①~③については手帳、④については証書

【お問い合わせ先】 子育て施設課 施設管理係 (前橋市保健センター2階) TEL 027-220-5705

17 公共施設・交通機関等の利用料割引

文化施設や公共交通機関の一部では、精神手帳を交付または「ミライロID」を提示された方の入場料、使用料を無料又は割引しているところがあります。各受付で確認後、手帳を提示しご利用下さい。県内の対象施設等については、群馬県ホームページ(「障害者手帳に基づくサービス一覧表」)をご参照ください。

※令和7年4月よりJR運賃割引が開始されます。詳細はJR東日本お問い合わせセンター(TEL050-2016-1600)にお問い合わせください。

※航空運賃について、各航空会社が割引を実施している場合があります。詳しくは、利用される航空会社にお問い合わせください。

18 避難行動要支援者制度

障害や高齢などにより、災害時に自力で避難することが困難な方が、万一の際、地域における助け合いにより安全に避難等していただくため、要支援者の名簿を作成する「避難行動要支援者制度」を実施しています。これは、地域における「共助」を基本とした要支援者の支援体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを推進するものです(市で避難を保証する制度ではありません。)

○登録要件(次のいずれかに該当する者。ただし、介護施設等の入居者や同居のご家族により常に避難支援が受けられる方は除きます。)

- ①介護保険制度に基づく要介護認定が3、4、5の者 ②身体障害者手帳を有する者のうち、障害の程度が1級及び2級の者 ③療育手帳を有する者のうち、障害の程度がAの者 ④精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級の者 ⑤(①~④)のほか、自力での避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた者

○個人情報の提供先(支援機関)

- ①自治会(自主防災会含む) ②民生委員児童委員 ③警察署 ④消防局・消防団 ⑤社会福祉協議会 ⑥市役所関係部局(福祉部、健康部、こども未来部)

【お問い合わせ先】 防災危機管理課 危機管理係(市議会庁舎3階) 027-898-5935

【申請書の配布・受付場所】 防災危機管理課(市議会庁舎3階)、長寿包括ケア課(市役所2階)、社会福祉課(市役所1階)、保健予防課(保健所1階)、障害福祉課(保健所1階)、

各支所、各市民サービスセンター ※申請は、郵送又はFAXでもできます。

19 ヘルプマーク・ヘルプカード

① ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方がヘルプマークを付けることにより、周囲の者の理解を促し、援助等を得やすい社会を実現するために東京都が作成したマークで、群馬県は普及に取り組んでいます。

○ 対象となる方

群馬県内に居住し、援助又は配慮を必要としていることを周囲に知らせたい方。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方。「障害者手帳」を所持していなくても対象になります。

② ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

【ヘルプマーク交付窓口】 障害福祉課（前橋市保健所1階）、大胡・宮城・粕川・富士見各支所、群馬県障害政策課（県庁13階）、心身障害者福祉センター・発達障害者支援センター（県社会福祉総合センター内）、こころの健康センター（野中町）

【ヘルプカード配布場所】 ヘルプマーク交付窓口

ヘルプカードの交付は残数限りです。その後は群馬県ヘルプカード様式を印刷した用紙をお渡しします。群馬県障害政策課のホームページからダウンロードして使用することもできます。

【お問い合わせ先】 群馬県 障害政策課社会参加推進係 TEL 027-226-2634 FAX 027-224-4776

20 障害者雇用への応募

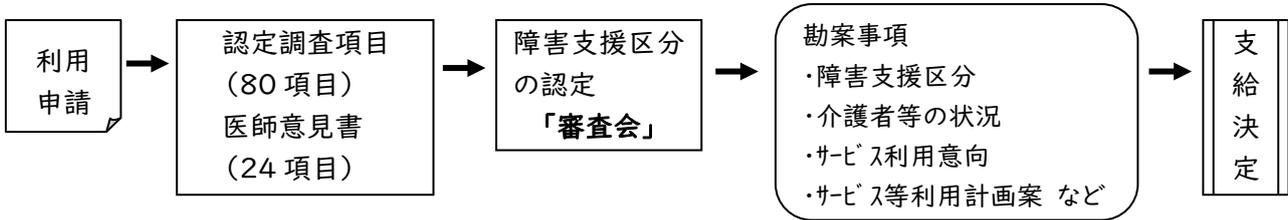
精神手帳を取得している場合、障害者雇用枠への応募ができます。詳細については、ハローワーク等へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】ハローワークまえばし(前橋公共職業安定所) TEL 027-290-2111

日常生活の援助

○ 自立支援給付(介護給付)によるもの

障害に起因する、日常生活上継続的に必要となる介護中心の支援を、居宅や施設にて提供します。利用には障害支援区分の認定が必要です。原則サービス費用の1割が利用者負担です。
 なお、介護保険対象者は、原則介護保険制度の利用が優先となります。



給付	サービス種類及び事業内容	対象者の障害支援区分等
介 護 給 付	居宅介護 居宅において入浴、排泄、食事の介護、家事の援助などを提供します。	障害支援区分1以上 障害児にあってはこれに相当する心身の状態である者
	生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を施設にて提供します。	障害支援区分3以上 50歳以上の方は区分2以上
	行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。	障害支援区分3以上であって、行動関連調査項目等の点数が10点以上の者 (知・精・児)
	短期入所(ショートステイ) 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設に入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。	障害支援区分1以上 障害児にあってはこれに相当する心身の状態である者
	施設入所 在宅生活困難で施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を提供します。	障害支援区分4以上 50歳以上の方は区分3以上

※各サービスによって別に利用条件や実費負担等が定められているものがあります。

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係 (前橋市保健所1階) TEL 027-220-5787

○ 児童福祉法によるもの

必要と認められた障害児に、次の障害児通所支援を提供します。原則、サービス費用の1割が自己負担です。

利用申請 ⇒ 調査 ⇒ 勘案事項(心身の状況、環境、サービス利用意向、利用計画案等) ⇒ 決定

サービス種類及び事業内容	対象者の条件等
児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
放課後等デイサービス 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
保育所等訪問支援 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

※サービス費用の1割が利用者負担です。

障害児通所支援を利用している児童の保護者の所得状況や複数の子がいる世帯について、利用者負担の軽減措

置があります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5712

○ 自立支援給付(訓練等給付)によるもの

障害者が地域で生活するために、必要となる機能訓練や就労に関する訓練などを一定期間提供します。
原則サービス費用の1割が利用者負担です。

給付	サービス種類及び事業内容	対象者の条件等
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 宿泊型自立訓練 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	地域生活を営む上で一定の訓練が必要な障害者
	就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労を希望する65歳未満の障害者
	就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型) 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	一般の企業等に就労することが困難な障害者
	共同生活援助(グループホーム) 共同生活を営む住居において、主として夜間に相談やその他の日常生活上の援助を提供します。	共同生活を営む住居での生活を希望する障害者 (身・知・精)
	就労定着支援 一般就労における問題を抱える人に対して、一定期間、相談、助言、連絡調整等の支援を提供します。	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障害者
	自立生活援助 入所施設等から一人暮らしに移行した人に対して、一定期間、居宅を訪問し、相談、助言、連絡調整等の支援を提供します。	入所施設、グループホーム、病院等から、居宅での一人暮らしに移行した障害者

※各サービスによって別に利用条件や実費負担等が定められているものがあります。

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係 (前橋市保健所1階) TEL 027-220-5787

○ 自立支援給付(地域相談支援給付)によるもの

地域生活への移行を希望する、もしくはすでに地域で生活している障害者に対して、必要となる支援を提供します。

給付	サービス種類及び事業内容	対象者の条件等
地域相談支援給付	地域移行支援 障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談やその他必要な支援をします。	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者
	地域定着支援 居宅にて単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談やその他必要な支援をします。	居宅において単身等で生活しており、緊急時の支援が見込めない障害者

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係 (前橋市保健所1階) TEL 027-220-5787

○ 移動支援事業

屋外での単独外出が困難な精神障害の方の社会参加や余暇活動のための外出時の移動等を支援します。小学生以上の方を対象とし、原則サービス費用の1割が利用者負担です。

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係 (前橋市保健所1階) TEL 027-220-5787

○ 日中一時支援(日帰りショートステイ)

障害児(者)を介護している家族が疾病や冠婚葬祭等により一時的に居宅での介護が困難になった場合等に、

市と委託契約を締結した施設にて日中、活動の場を提供します。障害程度に応じた原則サービス費用の1割と給食費等実費が利用者負担です。

【お問い合わせ先】 保健予防課 こころの健康係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5787

○ 前橋市委託相談支援事業所

障害福祉サービスの利用をはじめとする在宅生活や就労支援等、各種相談に応じます。料金は無料です。

委託相談支援事業所	所在地	電話番号・FAX番号	受付日時	基本担当地区
前橋市障害者生活支援センター 赤城野荘障害者相談支援事業所	日吉町2-17-10 総合福祉会館1階	TEL 027-236-0001 FAX 027-236-0020	月～金曜 9時～18時	本庁管内（南部地区 除く）・桂萱（東部除く）
前橋市地域活動支援センター ピアーズ	日輪寺町176-1	TEL 027-230-8017 FAX 027-230-8018	月～金曜 9時～18時	芳賀・南橋
相談支援事業所ドアーズ	下大島町596-1	TEL 027-266-8826 FAX 027-266-1615	月～金曜 9時～17時	本庁管内（南部 地区）・永明
あいにて相談支援事業所	上佐鳥町560-3	TEL 027-289-4433 FAX 027-287-4657	月～金曜 9時～17時	上川淵・下川淵
青空相談支援事業所	上増田町57-1	TEL 027-266-2500 FAX 027-266-2511	月～金曜 8時半～17時半	城南・粕川
障がい福祉相談支援事業所 ぽっか	新前橋町16-36 新前橋ビル101号室	TEL 027-226-5272 FAX 027-226-5292	月～金曜 9時～17時	東・元総社・総 社・清里
あかぎ相談支援事業所	富士見町小沢117-7	TEL 027-289-5327 FAX 027-289-3450	月～金曜 9時～17時	宮城・富士見
相談支援事業所ゆりのき	江木町1241	TEL 027-269-2531 FAX 027-269-2532	月～金曜 9時～17時	桂萱（東部）・ 大胡

※本庁管内（南部地区）⇒天川原町、六供町、天川町、文京町、南町

※桂萱（東部）⇒上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町

※祝日及び年末年始は閉所

○ 地域生活支援拠点「安心ネットまえばし」

地域生活支援拠点は、障害のある方の高齢化・重度化や、「親なき後」の生活を見据え、ご本人の生活を地域全体で支えようとする仕組みです。

「安心ネットまえばし」は、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくりの5つの機能を持っています。詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ・障害福祉課 基幹相談支援センター（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5714

・前橋市委託相談支援事業所（連絡先は、上記連絡先を参照してください。）

○ 前橋市地域活動支援センター（Ⅰ型）

日中の時間帯に、障害者の方の各種相談に応じるとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障害者の地域生活の支援の促進を図ることを目的とする施設です。利用料は無料です。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5712

前橋市地域活動支援センター ピアーズ 日輪寺町176-1 TEL 027-230-8017

○ 前橋市地域活動支援センター（Ⅲ型）

一般就労が困難な人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進の場を提供し、地域生活の支援をします。

名称	所在地	電話
こころ	朝日町3-21-14	027-212-1353

おおご	堀越町607-1	027-280-2989
みやぎ	鼻毛石町2271-8	027-280-2448
かすかわ	粕川町前皆戸194-1	027-285-6060
ふじみ	富士見町小沢117-4	027-288-7989
あざみ	西片貝町2-132	027-223-0331
ひまわり	新前橋町17-30 富士ビル3階	027-251-0003
ものの木	茂木町258-2	027-289-8895

【お問い合わせ先】障害福祉課 生活支援係（前橋市保健所1階）TEL 027-220-5712

○障害者施設でつくられたものを販売

共に生きる
みんなの店
前橋福祉ショップ

共同販売事業
福祉施設で作る商品を「みんなの店」(総合福祉会館内)で販売しています。会員施設のスタッフと利用者が交代でレジ接客を行っています。

共同受注事業
福祉施設と行政・企業を繋ぎ、受発注のコーディネートを行います。ひとつの施設では対応できない大量受注も連携で受注が可能になります。

お仕事のご依頼・ご相談は事務局長まで
電話 **027-289-6332**

営業時間：10時～15時
店休日：日曜日、祝日
及び年末年始

日吉町二丁目17番地10 前橋市総合福祉会館内

道の駅まえばし赤城内の福祉ショップ

SHOP CAFE Q

ほっと一息つける「休憩所 Q(きゅう)」カフェやショップ、休憩所としてご利用いただけます。
主に市内の福祉施設で作られた商品、軽食やコーヒーも提供しており、定期的に展覧会やイベント等も行っていきます。

田口町36道の駅まえばし赤城内
027-288-0109
定休日：火曜日、年末年始
営業時間：10時～18時 (L.O17時半)
※11月～2月は17時までの短縮営業

最新情報はインスタから！
Instagram QRコード

精神保健福祉相談機関

- **前橋市保健所 保健予防課 こころの健康係**（前橋市保健所1階）TEL 027-220-5787
通常相談：精神保健福祉士・保健師が対応
予約相談：精神科専門医が対応（※事前予約が必要です。相談日については、お問い合わせください。）
- **群馬県こころの健康センター** 前橋市野中町368 TEL 027-263-1166
来所相談：精神科専門医が対応（相談内容*毎に相談日を設けています。電話相談のうえ予約が必要で
す。）<*依存症・思春期・ひきこもり・自死遺族>
電話相談：専門の相談員が助言、医療機関・相談機関を案内等 **専用電話 027-263-1156**

就労の促進

- **ハローワークによる職業紹介**
障害者の職業紹介について、心身障害者職業相談員が職業のあっせんから就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。
【お問い合わせ先】 **ハローワークまえばし（前橋公共職業安定所）** TEL 027-290-2111（42#）
- **障害者職業センターによる相談・援助**
就職を希望する障害のある方及び事業主の方に対して、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々人の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。ご利用にあたってはあらかじめ下記へお問い合わせください。（職業の紹介は行っていません。職業紹介はハローワークにてご相談ください。）
【お問い合わせ先】 **群馬障害者職業センター** TEL 027-290-2540 FAX 027-290-2541
- **ワークセンターまえばし（障害者就業・生活支援センター）**
働くことを希望する障害のある方や、働いている障害のある方のお悩みやご希望に応じて、雇用及び福祉の関係機関と協力して自立・安定した職業生活を送るために就業面・生活面の一体的な支援を行います。ご利用の際は、あらかじめ下記へお問い合わせください。
【お問い合わせ先】 **ワークセンターまえばし** 日吉町2-17-10（前橋市総合福祉会館内）
TEL 027-231-7345 FAX 027-231-7346

手当・年金・共済制度

- **特別障害者手当**
日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方（社会福祉施設入所中や病院等に3か月以上入院している人を除く）に手当を支給します。月額29,590円（手当額は毎年見直しあり）を3か月分まとめて年4回支給（5月・8月・11月・2月）。所得制限あり。
<必要なもの>
所定の診断書、本人・配偶者及び扶養義務者のマイナンバーのわかるもの、受給しているすべての年金の種類と総額がわかるもの（年金証書、振込通知書、通帳など。対象となる年は、申請時によって変わります）、本人名義の通帳、精神手帳 等
【お問い合わせ先】 **障害福祉課 福祉サービス係（前橋市保健所1階）** TEL 027-220-5711
- **障害児福祉手当**
日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方（社会福祉施設入所中の人を除く）に手当を支給します。月額16,100円（手当額は毎年見直しあり）を3か月分まとめて年4回支給（5月・8月・11月・2月）。所得制限あり。
<必要なもの> 所定の診断書、本人・配偶者及び扶養義務者のマイナンバーのわかるもの、本人（児童）名義の通帳、精神手帳 等
【お問い合わせ先】 **障害福祉課 福祉サービス係（前橋市保健所1階）** TEL 027-220-5711

○ 特別児童扶養手当

20歳未満の在宅重度障害児（身障手帳1～3級、療育手帳B1以上、及び同程度）を養育している保護者に手当を支給します。所得制限あり。

1級（身障手帳1・2級、療育手帳A、及び同程度）……月額56,800円

2級（身障手帳3級、療育手帳B1以上、及び同程度）…月額37,830円（手当額は毎年見直しあり）

4か月分まとめて年3回支給（4月・8月・11月）。

〈必要なもの〉

所定の診断書、請求者・対象児童・配偶者・扶養義務者のマイナンバーがわかるもの、戸籍謄本（発行から1か月以内。保護者及び対象児童が記載されているもの）、保護者名義の通帳、身障・療育手帳 等

【お問い合わせ先】 障害福祉課 福祉サービス係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5711

○ 児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害状態にある児童等を、「監護している母」、「監護し、かつ、生計を同じくする父」又は「該当父母に代わって養育している養育者」に対し、手当を支給します（児童：18歳の年度末まで。ただし、政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満）。

児童1人の場合は受給者の所得等により、全部支給：月額45,500円、一部支給：月額45,490～10,740円、2人の場合は、全部支給：月額10,750円、一部支給：月額10,740～5,380円を加算、3人目より1人につき全部支給：月額6,450円、一部支給：月額6,440～3,230円を加算（手当額は毎年見直しあり）。

支給は1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回。各11日に、支給月の前月分までを振り込みます。受給者が公的年金等を受給している場合及び児童が父又は母に支給される公的年金等給付加算の対象になっている場合は、受給額及び加算額との併給調整があります。

【お問い合わせ先】 こども支援課 こども政策係 前橋市保健センター2階 TEL 027-220-5701

FAX 027-243-6474

○ 障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。下記の条件①～③のすべてに該当する方が受給できます。

【受給の条件】

①初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）が、下記の期間にあること。

- ・年金制度（国民年金、厚生年金、共済年金等）に加入している期間
- ・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（※1）

②障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又はそれ以前に症状が固定した日）又は20歳に達したときに、障害等級表（※2）に定める1級、2級又は3級（※3）の障害の状態にあること。又は障害認定日に該当しなかった方が、65歳の前日までに該当するようになったとき。

③初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること（保険料免除期間等も含む）。

また、特例として3分の2以上の納付要件を満たさなくても、初診日が令和8年4月1日以前については、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

（※1）老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

（※2）身障手帳、精神手帳の等級とは異なります。

（※3）3級は障害厚生年金、障害共済年金が対象です。

【相談・請求窓口】

障害年金の請求先は初診日に加入していた年金制度によって異なりますので、各窓口でご相談ください。

- ・初診日が各種共済組合加入中の場合 ⇒ 各共済組合
- ・初診日が厚生年金加入中の場合 ⇒ 前橋年金事務所、街角の年金相談センター前橋
- ・初診日が国民年金（第3号）加入中の場合 ⇒ 前橋年金事務所、街角の年金相談センター前橋
- ・初診日が国民年金（第1号）加入中の場合 ⇒ 前橋年金事務所、市民課年金係

【お問い合わせ先】 前橋年金事務所 お客様相談室 TEL 027-231-1709（音声案内後1→2をダイヤル）

街角の年金相談センター前橋 TEL 027-265-0023（予約のみ。電話相談不可）

前橋市役所 市民課年金係（市役所1階9番窓口）TEL 027-898-6254

※前橋年金事務所・街角の年金相談センター前橋へご相談等で行かれる際は、事前に予約をお願いいたします。予約の際は基礎年金番号のわかるものをご準備ください。また、代理人（配偶者や家族含む）によるご相談の場合には、相談当日に委任状が必要です。

○ 群馬県心身障害者扶養共済制度

身体障害者（身障手帳1～3級）又は知的障害者・精神障害者を扶養している保護者（65歳未満で健康な方）が掛け金を支払い、保護者（加入者）が死亡又は重度の障害者になった場合、扶養の対象となっていた障害者に年金が支給される群馬県の扶養共済制度です。年金額は毎月20,000円（2口加入者は40,000円）で、掛け金は加入者の年齢・所得で変わります。詳しくはお問い合わせください。

【必要なもの】 障害者手帳、住民票の写し（世帯員全員）、印かん、診断書が必要な場合があります。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 基幹相談支援センター（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5714

医療制度

○ 福祉医療費支給制度（重度心身障害者・高齢重度障害者）

福祉医療費支給制度は、医療機関で受診した際に掛かる費用のうち、保険診療の一部負担金を前橋市が代わりに支払うことで、実質、本人負担なしで医療が受けられる制度です。

下記①～⑤の障害を有する方は、前橋市に申請することで福祉医療費資格者証が交付され、福祉医療費による医療費の助成が受けられます。なお、令和5年8月から所得制限があります。

【対象となる障害】

- ①身体障害者手帳1級又は2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③特別児童扶養手当1級を受給している方
- ④知能指数（IQ）35以下と判定された方
- ⑤障害年金1級相当の障害をお持ちの方

【必要なもの】

該当する障害の証明書類（身体障害者手帳、療育手帳等）、マイナンバーカード、健康保険証（有効期間内のもの）又は資格確認書等、手続きに来る型の身分証明書

【お問い合わせ先】 国民健康保険課 医療福祉係（市役所2階24番窓口） TEL 257-0680 FAX 243-9243

○ 後期高齢者医療

75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を含む）を対象とする保険制度です。

65歳以上75歳未満で下記の条件に該当し申請により認定された方は、任意で加入することができ、医療の給付が行われます。（遡って申請はできません。）

- ① 障害年金1、2級の方
- ② 身障手帳1～3級又は4級の一部の方
- ③ 精神手帳1、2級の方
- ④ 療育手帳判定がAの方
- ⑤ その他政令で定める程度の障害を有する方

【必要なもの】 障害の程度を証明する書類（身障手帳、療育手帳、精神手帳、年金証書等）、健康保険証（有効期間内のもの）又は資格確認書等、本人のマイナンバーがわかるもの、手続きに来る方の身分証明書

※後期高齢者医療への任意による早期加入について

65歳以上75歳未満で①～⑤に該当する方については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく障害認定申請を行って認定された場合には、後期高齢者医療に任意で加入することができます。

また、75歳未満で障害認定を受け、すでに後期高齢者医療に加入していた方が、この制度から脱退する場合には、障害認定の撤回届が必要となります。

高額障害福祉サービス等給付費

○ 高額障害福祉サービス等給付費

世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合、高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児通所給付費を支給します（基準額を超えた部分を償還払いします。）。

◎対象となるサービス利用料

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
- ・介護保険法に基づくサービス（障害者総合支援法に基づくサービスの併用者に限る。）
- ・児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額
- ・補装具の利用者負担額

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5712

○ (新)高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方が要件を満たす場合、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担分を償還払いします。

〈対象者〉

- ・65歳になるまで5年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用（訪問介護、通所介護等）している。
- ・利用者及びその配偶者が市民税非課税又は生活保護世帯に属している。
- ・65歳に達する日の前日の障害支援区分が区分2以上である。
- ・65歳まで介護保険サービスを利用していない。

【お問い合わせ先】 障害福祉課 生活支援係（前橋市保健所1階） TEL 027-220-5712

市内の関連施設

◎ 前橋市障害者教養文化体育施設（愛称：前橋サン・アビリティーズ）

障害者の機能の回復や健康の増進を目的とした施設です。障害者は無料。教養文化室、多目的室、体育室。
火～土曜は10時～21時。日曜・祝日は9時～17時。月曜（月曜が祝日の場合はその翌日）・年末年始は休館。

【お問い合わせ先】 上佐鳥町539-2（市民体育館西隣） TEL 027-265-4125

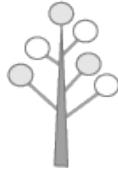
◎ 前橋市総合福祉会館

社会活動、レクリエーションの総合拠点の場です。条件等によっては水治療法室が利用できます。部屋利用は使用料がかかりますが、減免になる場合もあります。開館時間は8時30分～22時。休館日は毎月第2日曜日・年末年始及び設備点検等臨時休館日。

【お問い合わせ先】 日吉町2-17-10

部屋利用については TEL 027-237-0101 FAX 027-231-6700

水治療法室については TEL 027-236-0200（月～土曜 9時～17時（木曜のみ17時30分まで））



お問い合わせ先

〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目36-17

前橋市保健所1階(前橋市保健センター西隣)

健康部 保健予防課 こころの健康係

電話：027-220-5787

FAX：027-223-8856

案内図

